

## 就学援助費(小学校入学準備費)入学前支給について

本市では、貝塚市立小学校に就学する児童生徒がいる世帯で、要件を満たすご家庭に対し、小学校で学習するために必要な費用の一部を入学前に支給いたします。支給を希望されるかたは、このしおりと「記入例」をよく読み、期限までに貝塚市役所5階 学校教育課へ申請書を提出してください。

《支給予定額》 小学校入学準備費 54,060円

《申請受付期間》 令和5年10月10日(火)～令和5年12月15日(金) (土日祝除く)

○ 最終受付期限は令和6年2月1日ですが、上記期間に遅れての申請は審査、支払いが遅れることがあります。

《申請場所》 貝塚市役所5階 学校教育課 (学校園では受付を行っておりません)

《審査結果》

○ 認定・不認定の決定通知、支払通知は、2月中旬～下旬に郵送します。

※所得の未申告等により審査ができない場合、決定及び支払いの遅延、申請却下となる場合があります。

○ 上記受付期間に申請されたかたで、2月22日(木)までに決定通知および支払通知が届かない場合は、2月29日(木)までに教育委員会学校教育課へお問い合わせください。この時、收受印の押された書類受領書が必要です。書類受領書は失くさないようご注意ください。

《援助対象者》(次のAまたはBに該当する世帯)

A. 申請時において、次のア～キのいずれかに該当する世帯。

ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けた世帯。

イ. 市民税が非課税または減免されている世帯。

ウ. 個人事業税が減免されている世帯。(※個人事業税減免決定通知書の写しの添付が必要。)

エ. 固定資産税が減免されている世帯。

オ. 国民年金保険料が全額免除されている世帯。 ※国民年金保険料免除納付・猶予申請承認通知書の写し

カ. 国民健康保険料が減免されている世帯。 または委任状の添付が必要。(20歳以上の世帯員全員)

キ. 児童扶養手当を受給している世帯。 ※児童手当・特別児童扶養手当ではありません。

B. Aの要件には該当しないが、世帯全員の合計所得額が認定基準額の合計額以内であり、就学援助を必要とする世帯。(認定基準額は世帯員の年齢、人数によって変わります)

下記の表はモデルケースです。詳細は、下記担当課までお問い合わせください。

世帯人数	3人	4人	5人
世帯員の年齢	35歳、35歳、5歳	40歳、35歳、12歳、5歳	40歳、35歳、12歳、5歳、2歳
認定基準額	2,095,000円	2,616,000円	2,764,000円

※ひとり親世帯は、保護者と同年齢員数一人を加算して算出された基準以内で判定します。

(注意事項)

※この申請は、貝塚市立小学校へ進学予定の就学前児童についてのみ申請が可能であり、在学中の児童生徒については、この申請書では申請できません。就学前児童についてのみ記入してください。

※この申請は、新入学学用品費の入学前支給についてのみ対象としています。**来年度(4月以降)の就学援助費の申請を希望の場合は、新たに申請が必要**となりますので、年度はじめに学校からお子さまを通じて配布されます「保護者のみなさまへ」をご確認ください。

※所得額とは、総収入金額から必要経費を控除した後の金額です。給与所得者にあつては源泉徴収票でいう給与所得控除後の金額、公的年金等受給者にあつては公的年金等控除後の金額です。ただし、平成30年度の税制改正への措置として、給与所得、公的年金等所得のいずれかがある者については前述の所得から10万円を控除します。

※国私立小学校へ進学や転出など貝塚市立の小学校へ入学しない児童の保護者は支給の対象外となります。支給を受けた後、貝塚市立小学校へ入学されなかった場合は返還していただきます。

※入学前に小学校入学準備費の支給を受けなかったかたは、次年度の新入学児童生徒学用品費の申請をすることができます。

○ 令和5年度市・府民税の申告(税務署に確定申告されたかたや、勤務先から年末調整済の源泉徴収票をもらっているかたは除く)がまだのかたは、**必ず申告を済ませてから**申請してください。

修正申告をされたかたは必ず学校教育課までご連絡ください。

○ **令和5年1月2日以降に貝塚市へ転入されたかたは、令和5年度の所得証明書が必要**です。(18歳以上すべてのかた及び18歳未満で所得のあるかた全員分)

※所得証明書は、**令和5年1月1日にお住まいの市区町村**で取得の上、申請書と一緒に提出をお願いします。

○ 生活保護を受けているかたはこの制度の対象外です。

○ 国民年金保険料にかかる委任状については、学校教育課で配布しております。お問い合わせください。

《問合せ先》貝塚市教育委員会学校教育課(電話 072-433-7108)

# 記入上の注意事項

- この申請は、入学前支給についてのみ対象となっております。来年度以降(4月以降)の受給申請は、4月以降に再度申請が必要です。受給を希望される保護者は、必ず申請を行ってください。
- 虚偽の申請をされますと、不認定となることがあります。訂正箇所がある場合は、上から線をひき、訂正印を押して正しく記入してください。修正液・修正テープは不可。
- しおりの両面をよく読み、ご確認していただいた上で申請してください。

《記入例》太枠で囲った部分について、もれなく記入してください。

## 令和 5 年度 就学 援助 費(入学前支給) 受給 申請 書 兼 請 求 書

《別紙記入例を参考ください》

貝塚市教育委員会 様

就学予定の学校名を記入してください

申請年月日 令和 5年 11月 10日

① 児童申請	就学予定校	貝塚市立	〇	〇	小学校・学園	※貝塚市立小学校に入学されない場合	
	【フリガナ】氏名	続柄	生年月日	【フリガナ】氏名	続柄	生年月日	
	【カイツカ サクラ】 貝塚 桜	子	平成 29.5.3				
② 世帯の状況 (①を除く世帯員全員)	氏名	続柄	生年月日	年齢	氏名	続柄	生年月日
	貝塚 榎夫	世帯主	大・平昭・令 53.4.29	44			
	貝塚 柘子	妻	大・平昭・令 55.3.21	43			
	貝塚 由秋	子	大・平昭・令 24.7.7	10			

① 受給申請児童名  
翌年度就学予定児童のみ記入してください。(在学中の児童については記入しないでください。)  
続柄は世帯主からみた続柄を記入してください。

② 世帯の状況  
住民票をともにする世帯員全員について、記入してください。(上記①の児童を除く。)  
※年齢は、令和5年4月1日現在の年齢を記入してください。

【申請理由】あてはまる項目(AのA〜キ、B)すべてに必ず〇をつけてください。〇をつけた項目のみ、審査を行います。

A ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けた。(年月日 停止・廃止)

イ. 市民税が非課税または減免されている。

ウ. 個人事業税が減免されている。※個人事業税減免決定通知書の写しを添付してください。

エ. 固定資産税が減免されている。

オ. 国民年金保険料が全額免除されている。 ※国民年金保険料免除納付・猶予申請承認通知書の写し

カ. 国民健康保険料が減免されている。 または委任状の添付が必要。(20歳以上の世帯員全員)

キ. 児童扶養手当を受給している。 ※児童手当・特別児童扶養手当ではありません。

B 上記Aア〜キ以外の理由で、就学援助を必要とする ※所得基準は別紙案内書参照

【申請理由】  
あてはまる項目すべてに必ず〇をつけてください。(〇をつけた項目のみ審査を行います。)  
※Aのウに〇をつけた場合は、申請書提出時に、記載の書類が必要です。

【振込先】  
(注意) 保護者(申請者)名義のものに限ります。  
ゆうちょ銀行を希望される場合は、支店名には支店番号(漢数字三桁)をご記入ください。

【振込先】  
※ゆうちょ銀行の場合、店名(三桁の漢数字)・口座番号を事前にご確認の上、記入してください。口座番号は右詰め7桁で記入してください。(8桁以上はありません。)

金融機関名	( 〇 〇 )	銀行・農協・信用金庫	( △ △ △ )	支店
口座種別	( 普通・当座 )	口座番号	0 0 1 2 3 4	
口座名義人(保護者(申請者))	貝塚 榎夫	フリガナ	カイツカ クシオ	

- 1 就学援助認定事務に必要な、市民課の保有する住民基本台帳、生活福祉課の保有する生活保護受給者台帳、課税課の保有する市民税・固定資産税の課税台帳、子ども福祉課の保有する児童扶養手当受給者台帳、保険年金課の保有する国民年金保険料・国民健康保険料の賦課台帳の閲覧を貝塚市教育委員会が行うこと。
- 2 就学援助費受給認定後、他市へ転出した場合、就学援助の状況について転出先の教育委員会へ情報を提供すること。また、他市から転入した場合、転入先市教育委員会へ情報を提供すること。
- 3 就学援助費受給認定後は、この申請書に基づき、就学援助費を請求すること。

上記の事項を承諾した上で、就学援助費を請求します。

〒597-△△△△ 住所

保護者名(申請者) 貝塚 榎夫

※認印(朱肉をつけるもの)

携帯 090 - -

お問い合わせ先をご記入ください。

内容をよく読んで、承諾した上で、申請書を提出してください。

必ず同じ保護者名にしてください。  
※「書類受領書」は、事前に記入して提出してください。  
受付後、押印した「書類受領書」をお渡しします。

書類受領書 受付No.( )

【保護者(申請者)氏名】  
貝塚 榎夫 様

就学援助費受給申請書を  
確かに受け取りました

※小学校入学準備費分



申請書を提出後、即日受領書をお渡しいたします。審査結果を受け取るまで必ず保管しておいてください。

申請書提出後、この部分のみ返却されます。申請されたという証拠になりますので必ず保管してください。